

令和 7 年 10 月 15 日
公益社団法人日本通信販売協会

会員に対する処分について

令和 7 年 10 月に開催された当会の理事会において、「会員に対する処分規則」に則り検討した結果、当会の会員に対し下記のとおり処分を行いましたので、公表します。

記

1. 被処分会員名 有限会社マイケア
2. 処 分 改善勧告
3. 処分理由 特定商取引法違反による業務停止命令(電話勧誘販売に関する業務)を受けたこと
4. 処分内容 ①改善計画を策定して社内体制を整備し再発防止を行うこと
 ②改善計画の実施状況を協会に定期報告すること
5. 特記事項 当該社が特定商取引法に違反し業務停止命令という重い行政処分を受けたことは、当会会員として憂慮すべき事態であり、協会としても重く受け止めている。
 今回の処分は、改善計画の策定およびその実施状況の報告を求め、協会の指導のもとでの再発防止の徹底を要請するものである。
 改善勧告は、当会規則において除名処分に次ぐ重い処分であるが、今後十分な対応が見られない場合には、今回より重い処分も検討せざるを得ないことを付記する。
 なお、協会会員であることを示すジャドママークは、適正な通信販売事業を行うことの証であり消費者の信頼の目安であることから、当該社に対してはこのことを十分に理解してジャドママークを使用することを求める。

以上

※本件に関するお問合せ先

日本通信販売協会事務局 万場・三浦・宮崎 / TEL : 03-5651-1155